

法律学者としての馬場辰猪

矢 田 一 男

幕末から明治初期に互って、蘭学（オランダ）を始めとし仏学（フランス）、英学（イギリス、アメリカ）を主とする西洋文化東漸の大波が、打ち寄せたため、我が邦はそれを撰取しつつ近代化の途へと促されて行かざるを得なかつた。⁽¹⁾ その間にあって、法律制度の分野は新たな近代法制と西洋法律思潮を受容して、近代法的な性格の基礎を固め始めるのであった。また法律学の曙期が到来し始めるのである。

その本国の国力に従って、その影響力に消長もあつたが、幕末は蘭学の法律学が、西周、津田真道、神田孝平によつて一時期これを維持したが、諸政御一新となつてからは仏学、英学がこれに代つて勢を獲得したのであつた。仏学の法律学は、主に司法実務のために利用され、英学の法律学は主として学理考察の対象に重んぜられた。

このような時代の潮流に棹して、馬場辰猪は、⁽²⁾ 当時なお余脈を保つていた蘭学の将来を予見し、英学へと志した。その成業の後に於いて自由民権家として華々しい活躍した一面は、余りにも有名である。ここでは世人の法律意識の普及に資し、後進の指導に當つた、啓蒙的な法律学者としての面に焦点を当てようと思う。

(1) 幕末における蘭学、仏学、英学の洋学については、沼田次郎『洋学伝来の歴史』昭和三十八年二版一九〇頁以下。

(2) 伝記としては、*The Life of Tatsui Babu* (タイフのゴビイ馬場昂太郎氏蔵)、『馬場辰猪自叙伝』、馬場孤蝶『馬場辰猪日記「抄」』——日記を通して見たる馬場辰猪を中心に——『明治文化全集』(改訂版)第十四卷『自由民権篇』(統)所収、昭和三十一年 日本評論新社(『全集』)、安永梧郎『馬場辰猪』明治三十年 寺石正路『土佐偉人伝』昭和十五年武内書店三二七—三二八頁、山田孝雄『馬場辰猪のこと——私の鑽仰する近世人、その七』『文藝春秋』

第二十一卷(昭和十八年)第七号(七月)八四—九三頁、西田長壽『馬場辰猪』明治史料研究連絡会編『明治史研究叢書』第四卷所収、一九五七年お茶の水書房、遠山茂樹「民権運動の人々——馬場辰猪と植木枝盛——」小西四郎編集『日本人物史大系』第五卷近代Ⅰ、昭和三十八年四版、朝倉書店、主に一五五—一六八頁。

一 馬場辰猪の横顔

馬場辰猪は、嘉永三年(一八五〇)五月十五日、高知市中島西詰の俗称金子橋の邸で、土佐高知藩主山内容堂の家臣馬場来八とその妻とら子との間に、二男として生まれた。父は端正で、武芸に長じ、読書も可成りの域に達し、母は同藩の葛目隼太の長女で思慮深い明哲な賈質の女性であった。

幼年期 辰猪は、武勲談、軍紀などにやや悉しい祖父から、祖先であった武田信玄麾下の勇将といわれた馬場某の武功などを聴きながら、養育された。このことは成人してからの志望に大きな夢を懐かされた。読書よりは剣術に熱心で、十三歳になって、母から「いろは」を習い始めたほどであった。十四歳で藩校知道館に入ったが、翌元治元年(一八六四)、十五歳になって、藩主山内

豊範に従って、警備のため大阪に向いた。この大阪滞在は、大都会に始めて接し、珍しい西洋文物を目のあたりに見たこともあって驚異の眼を見張ったことであろう。ここに人生の一転機が訪れないではおかなかったと思われる。やがて江戸をあこがれ、洋行の望を囑した基が培かれたといえよう。しかし父兄の失脚で、その地を僅かに三月で去って、帰国した。特に父の失敗に鑑み、身を持するに謹厳なるべきことを、終世続けることになったようである。

内地勉学 慶応二年(一八六五)十六歳のとき幕府設置の学校で、海軍機関学の修得のために、江戸留学を命ぜられ、藩費を給せられた。このため江戸到着後は、直ちにヨーロッパ語で授業できる人を物色する義務を負わされていた。横浜へ行って学ぼうとしたが、そこには海軍学校はないと聞いた。江戸に留まって、適当な学塾を探すことになった。それも機械の作図以外には、学業はないような不完全な学校で、しかも目的には添わず、入学も困難といわれたからである。そこで、エンジニアであった叔父から原書即ちヨーロッパ語の書物が重要であることを、常に聞いていたことを思い出して、まずヨーロッパ

ッバ語の一を勉強しようと決意した。ところで幕末から時代をリードしていた蘭学が既に衰微したことを知っていたので、英学を学ぶことの必要を痛感し、その目的に合する学塾を求めていた。二、三困難に当面することはあったが、それにめげず探し求め、鉄砲洲の松平家の福澤諭吉が私塾を設け、イギリス語を教えていることを知った。その私塾に赴いて教頭小幡篤次郎と福澤に会った。奥平屋敷の門番に、英学即ちイギリス語を教える場所を尋ねたが、私塾を知らずただ蘭学所の名のみを知っている程度に過ぎなかった。教えられた場所には破損の甚しい家があり、侍部屋と思われる跡が塾であった。授業には幕府の開成校で印刷した三十頁ほどの小文典が使用された。上級生が下級生に教え又は会読というて、多数の書生が集って意味内容を吟味しながら解説する方法が採られた。苦心惨憺の末に、一応物理学、地理学を繙くことができたが、歴史、哲学、政治に関する書籍は未だ何処でも入手できない時代であった。馬場の十七歳のときである。しかし塾頭小幡は、馬場の勉学態度に厚意を寄せたためあって、地理、物理の学業には進境のめざましいものがあり、幕府の築地海軍学校へ行き海軍機

関学を学ぶよう勧奨した。しかしそこでは、海軍機関学を科学的方法で教えず、剩る馬場の後年の述懐とはいえ、教官が横柄な態度を採っていたことなどで反撥を感じたので通学を止めた。馬場が、イギリス語の書籍を親しんで凡そ一年有半となったころには、福澤がアメリカから持ち帰った最新の合衆国史を理解し得るような語学力にはやくも達していた。

ときに王政復古と交り、世相騒然となったので、ひとまず江戸を離れて土佐に帰郷した。しかし国元では未だ馬場が活動する時期に到達していなかったため、再びヨーロッパ語勉強のため長崎へ赴く許可を藩の重役に願いだした。許可後に着いた、長崎で行なわれているイギリス語の授業法は、江戸の福澤塾よりも更に不完全であり、教師すらも事欠く状態であることを知った。しかし幸運にも後に開成学校の御備教師となったフルベッキ (Georg Herman Fridolin Verbeck) 師に近づき、合衆国史と世界史とを読了した。このような長崎の状況は、馬場には不満であったので、江戸へ転ずることを望んだ。折よく岩崎彌太郎が大坂に行くのに便乗して、大坂に同行し、更に江戸に明治二年(一八六九)正月頃着いた。直

ちに新錢座に移っていた福澤塾を訪れた。名称も慶應義塾と改められ、学生数は増加していた。授業法は以前と異り、勉強方法も極めて進歩していた。ここで歴史、ウエーランドの経済学、倫理学を読み、とくに経済智識を蓄える機会があった。

(1) 尾形裕康「近代日本建設の父フルベッキ博士」早稲田大学社会科学研究所『社会科学討究』第七卷第一号(昭和三年)、梅溪昇著『お雇い外国人』昭和四〇年、日経新書、七〇―七七頁、高谷道男「フルベッキについて」『キリスト教史学』一六、大槻如電原著佐藤栄七増訂『日本洋学編年史』昭和四十年錦正社六一―三頁。

外国留学 ときに土佐藩で学生数人留学の報を得たので、馬場は派遣を願ひ出た。僥倖に恵まれて、海軍研究のため四人の青年とともに英国留学を許された。明治三年(一八七〇)七月横浜出発、太平洋航路でアメリカ經由ロンドンに向った。ロンドンではダニエル師の世話でラングレイでイギリス語を学び、六カ月後にヴィルツのウオミンスターに移り、グラムマア・スクールに入り、幾何、地理、歴史を勉強した。イギリス着後一年を経たので、ロンドンへ転出した。馬場はユニバーシティ・カレッジの物理学級へ出席することになった。この頃岩倉

具視一行が訪れた。馬場の優秀なイギリス語学力を認めて、法律を勉強するよう伝えた。馬場はこの時から法律研究に専念することになった。そしてミッドル・テムブルとその所屬バリスタアの部屋に出入して、ローマ法、不動産法、法理学、法律史、動産法、衡平法、普通法を学び、イギリス法体系と法律家養成法などに非常に心を引きつけられた。⁽¹⁾馬場が永年に亙って心に潜めていた自分の国のために何事かをなしたいという希望が、満たされ始め、後の自由民権家としての素地が培われるとともに、民衆の政治運動には、法治国家の基礎となる法律智識啓蒙の必要性を考量してのことであつたらう。また事実上、後の政治活動、法律教育活動に大いに役立つ結果となつたと思われる。

この留学期間中「千八百七十二年ノ頃全權公使森アリノリ米國ニ在テ、我本邦ノ言語ハ、我國人ノ教育ヲ助クルニ足ラサルヲ論ズ。余此説ヲ非ナリトシテ日本文典ヲ英語ヲ以テアラワシ、イサ、カ本邦言語ノ法則ヲ論シ本邦ノ教育ヲ爲スノ機關タルヲ得ルヲ示」⁽²⁾したのであつた。その著書は *An Elementary Grammar of Japanese Language*, London, 1873。P. 社会科学協会会長 (President of

the Social Science Association) ホートン卿 (Lord Houghton) に献呈したものであった。この書は、「日本人が英文で出版した日本文典の始まりであること」、「日本の國語の法則といふものを全部綱羅して挙げた書物はこれが始まりであること」から、「國語學の上からいふと、學問的價值も本當に高いものである。」との國語學者山田孝雄博士の言に聞くことができる。⁽³⁾この書物がおそらく契機となったのであろう、学界、社交界に知己を得ることになった。

また当時の留學生の間には封建的な藩意識が強く対立が烈しかったので、偏狭な學生を合同させて、相互に親睦を計るために、馬場は会を起そうとした。最初の会合は、ゴールデン・クロス・ホテルで開かれ、萬里小路通房が司会し馬場が会の目的の説明役を勤めた。しかし些細な語意をめぐっての論議が高潮し、流会に終わった。議論を戦わした結果、日本學生会 (Japan Society)⁽⁴⁾ が結成された。「是ヲ本トシテ共存同衆本邦ニナル」⁽⁴⁾ こととなる。明治六年 (一八七三) 九月である。

この年官費留學生の廃止に伴って、馬場は翌七年十二月帰朝のやむなきに至った。あたかも征韓論に破れて野

に下った人々が、民選議院設立の建白を政府に提出していたため議論をよんでいたときであった。馬場にこの運動へ参加し、役員に就くよう奨めるものもあったが、この勧めを拒んだ。却って再度渡英してイギリス法を研究しようとした。かくて旧藩主山内侯の援助を得て、イギリス留学は確実となった。家事を整理して、出発したのは、明治八年四月であった。帰朝して間もなく忙しい三月であった。去七年後述の『共存同衆』が設けられていたので、依頼されるまま、出発に先だち三月に、共存同衆館 (旧民友社の建物) で「日本婦人の状態」について一場の講演を行なった。⁽⁵⁾

明治八年 (一八七五) 六月ロンドンに着き、友人と久濶を叙した。福澤論吉の書翰に「……此度小泉中上川龍動之罷越候差向何申執行の目的も無之候得共……逆も今日の有様にては外國交際の刺衝に堪不申法の權も商の權も日に外人に犯され遂には如何ともすべからざる場合に可至哉と學者終身の患は唯この一事のみ。……結局我輩の目的は我邦のナショナルリチを保護するの赤心のみ。此度二名の歐行も其の萬分の一のためなり。着の上は必ず御相談も可致御周旋被下度候……飽まで御勉強の上、御

歸國我ネーションのデスチニーを御擔當被成度……」と、この時に小泉信吉、中上川彦次郎の紹介を兼ねた、激励した辞には、また馬場も感激の深いものがあつたことである。馬場が故国の『共存同衆』の小野梓、岩崎小次郎、萬里小路通房へ消息を送っている。この年には、「……英人ノ日本ニ在留シテ不當ノコトヲ爲ス者多キハ本國ノ英人ノ知ラサル處ナルヲ以テ余小冊ヲ著ハシ本邦在留ノ英人ノ有様ヲ英國人ニ示⁽⁷⁾」した。即ち *The English in Japan: What a Japanese thought and thinks about them*, London, 1875 である。「次日本邦ト英國條約論ヲ著ハンテ現今條約ノ有様ヲ論⁽⁸⁾」じた。その著は *The Treaty between Japan and England*, London, 1876 であつた。後の著作をものした時期には、おそらくバリストアであらうレアルスに就いて法律を学び、そのチェンバアで勉強にいそしんでいた。当時は勿論法律政治に関する書が読書の対象となつたのであらうが、*Maine, Ancient Law, Early History of Institutions: Equity* を特に愛読したように思われる⁽⁹⁾。

やがて、馬場はイギリス法の研究の正課を修了したので、日本学生会の世話に尽力し、しばしば演説を行う

た。その上に新來の東京大学留學生入江(穂積)陳重、岡村輝彦、杉浦重剛、櫻井錠二などと慶應義塾出身の小泉、中上川などを、社交界、学界に紹介の勞を執つた。

明治十一年(一八七八)一月、先に高知から渡英したときに同僚であつた、真鍋戒作と国際問題に議論を交わし、口論の末に、決闘の申入となつたが、遂には洋刀で真鍋を刃傷するという刑事事件に発展した。その結果、ノッテングヒル駐在所に拘引され、更にハマアスミス警察法廷で取調べを受けて、クラアクンウエルの未決監に投獄された。その間に入江(穂積)、南などから慰問された。幸にセエウエルが弁護に立ち、公判まで留置が決まつたが、南が保釈をした。ウエストミンスタア・ギルドホテルのミッドルセックス・セクションで公判に付せられ、判事から審問された。公判は二日続開され、五十磅の保証金で、処罰猶予を宣告せられた。急遽帰朝することになって、その年の三月十四日ロンドンを出立し、五月横浜に着港した。数日を經ずに『共存同衆』の萬里小路、小野と会して旧交を温めた。

(1) 'Thus he began to go to the Temple and lawyer's Chamber reading Roman Laws, the Laws of real

(43) 法律学者としての馬場辰猪

- property, etc.) なお馬場の著述『法律一班』(明治十一年)に「…通常書生ノ入學ヲ乞フ時ニハ初學試験ヲ受ケサルヲ得ス而シテ此初學試験ハ只其者ニ普通教育ノ有無ヲ知ル爲メニシテ其科目ハ羅旬語(羅旬語ハ法律上ニテ最モ入用ナルカ爲メナリ)英國史作文等ニシテ此ノ試験ニ及第スル者ハ法律家二人ノ保證ニヨリ入學スルヲ得ヘシテ而シテ入學三年ヲ歷テ復タ試験アリ其科目ハ即チ羅馬法、法、理、書、法律歴史、動産法、不動産法、エクイッティー、慣習法ニシテ此數科ヲ一通リ畢リテ後始メテ「パリストター」ノ名目ヲ得ヘシ然リト雖モ英國ノ法律ハ甚タ六ヶ敷モノニシテ右ノ數科ヲ學ビ得タリ且之ヲ英國ノ眞正法律家トハ言フヘカラス唯織ニ法律ノ概略ヲ學ヒタリト云フニ過キサルノミ然リト雖モ假令ヒ大學校ニ於テ既ニ「ドクトル、ヲフ、ロー」ノ名目ヲ得タル者ニテモ更ニ又「パリストター」の名稱ヲ得サレハ代言人トナルコトヲ得サルカ爲メニ皆爰ニ來テ此ノ名稱ヲ受クルモノナリ」とあり、科目の参考とならう。な
- ※ Middle Temple 中土堂 Charles Benham, *The Two Temples in 'The Story of Our Inns of Court'* by D. P. Barton, C. Benham, F. Watt; pp. 32—136 London without date; R. J. Blackham, Wig and Gown: *The story of the Temple, Gray's and Lincoln's Inn*, London, without date. cf. J. H. Wigmore, *A Panorama of the World's Legal Systems*, Vol. III, 1064 ss.
- (2) 全集三六四頁。
(3) 山田孝雄上掲九三頁。

- (4) 上掲三六四頁。
(5) 『共存雜誌』第五号。
(6) 福澤論吉全集第八卷。
(7) 全集三六四頁。
(8) 同上。
(9) 全集三五七頁。
- 馬場が帰朝後は自由民権家として、「歸朝後演説之數ハ二百餘回、東京茨木栃木大阪京都ニヲイテ」と東奔西走の活動期に入るが、それらのうち、主として法律の民衆化、法の啓蒙運動、法律の教育について、触れることにしよう。
- 共存同衆⁽²⁾ 「本邦ニ歸朝スル時、共存同衆ハヤゝ衰兆ヲ著ハス」と誌した馬場は、共存同衆の再生を策した。そして積極的に講演会を開催することを主張したが、反対意見が多く、結局、馬場と小野祥が主役を果すこととなった。そのため、社会、法律、政治上の諸問題を採り上げ講演で民衆に訴へた。
- 法律に関しては、『共存同衆』における演説筆記が、『法律一班』の題名に編まれて、明治十二年一月発売され、講演では、五月頃からか、「羅馬律略」が始まり、七月末に終り、『共存雜誌』に断続して、七回掲載され、

明治十三年三月末に及んだ。翌十三年四月二日太政官布告第十二号集会条例が發布され、『共存同衆』の政治的色彩強い性格を變更せざるの止むなきに至った。そのためもあってか、馬場の七月三日の日記に、「今日松平忠敬君法律ノ講義ヲ依頼ニ付キ承諾ス」とあって、当時純粹に法律を講ずる方向をとったようにも思われる。そして、姪の夫となる豊川良平社主、犬養毅主幹の『東海經濟新報』が創刊されると、第一号(明治十三年八月二十一日発売)から「商律概論」を投稿している。この年の十二月二十九日(ホ)の日記には、『共存同衆』の活動を回顧して、「討論中ニテ出□□タル人ハ島田三郎、金子堅太郎、田中卯吉、田中耕造、河津祐之、三好退藏、岩崎小次郎等ノ人ナリ皆ナ相方ニ出來ル人ナリ。然レトモ熱心ニ乏シキ連中ナリ」と。馬場は在野のため、民権運動に擧日のないほど奔走したことは、このころから数年に亘った。

明治十五年十一月中には、馬場は「天賦人權」に関して加藤弘之の著作に対する反論を公開し、加藤の洋書に對する誤解を明かにした。後にこの講演は、『天賦人權論』という一冊の著述にした。

(1) 全集三六四頁。

(2) 共存同衆の文献、永田新之允『小野梓』明治三十一年再版富山房五四—六六頁、西村真次『小野梓』第四章共存同衆、昭和十年富山房十一月四五—一〇二頁、『早稲田大学図書館紀要』第1号(昭和三十四年十二月)、第2号(昭和三十五年十二月)。

『共存同衆』の名稱については、「共存同衆といふのはミユウチュアル・アソシエーションといふやうな意味で、當時の新知識の人々の俱樂部であると同時に、謂はば、政治上及び社會上の改革の氣運を起さうとする團體であつた」(全集三六二頁)とされ、また「共存」とは社會ほどの意、「同衆」とは協會ほどの意であつたらうが、早期のことはつきり分らない。(西村真次上掲書四六頁)といわれている。しかし「共存同衆条例第一条」には「人間共存ノ道ヲ勸メル」ことをうたっている。

共存同衆の建物は、明治八年頃は、「共存同衆の會館(舊民友社の建物)」(全集三五二頁)で、「明治十年二月落成の共存衆館」は、「京橋區日吉町七番地」(西村上掲書同頁)が所在地であつた。

『共存同衆』の発表機関『共存雜誌』は、明治八年一月からは月刊であつたが、後に週刊になって、明治十三年五月十九日第六十七号まで続いたようである(西村上掲書九三頁参照)。馬場辰猪が発表した回数は一四回である。(因に一橋大学図書館には第一—六十七号(第六十六号欠)を所蔵している。参照上掲『日本洋学編年史』九一—九六頁)「共

存同衆條例」については『共存雑誌』第一号附録。活動状況については、明治十一年分は永田上掲書五六―五七頁、明治十二年分は、西村上掲書四九―六八頁、明治十三年分は『共存雑誌』にそれぞれ一部ではあるが載せられている。

共存同衆の一員であり、小野梓とは特に親交の篤かった三好退蔵の共存同衆の衆員の靈を祭った、明治三十年五月四日の「祭文摘録」(永田新之九上掲書九頁以下)は、共存同衆の成立、活動、中心人物を簡略に述べている。

「……我が共存同衆ハ明治六年英國倫敦留學諸士ノ結社ニ創リ、同七年東京江東中郷樓ノ集會ニ成レリ當時僅ニ七人ナリシモ、衆員日ニ加ハリ一時百有餘人ノ多キニ至レリ、同十年衆館ヲ日吉町ニ設ケ以テ大ニ人間共存ノ道ヲ講シ、同十一年以來十三年ニ至ル迄毎年大會ヲ開キ、内外ノ人士ヲ會シテ共存ノ主義ヲ擴張シ、同衆ノ面目ヲ社會ニ現ハシタリ、其後我が同衆ハ別ニ考フル所アリ、外部ニ向テ爲ス所ナシト雖トモ、其精神ハ今日ニ至ルマテ毫モ異ナルコトナシ、今試ニ本衆カ創立以來決行シタル事ニ付、其最著キモノヲ擧レバ第一本衆ノ名ヲ以テ讒書律ヲ置クノ建議ヲ爲シタル事はナリ……明治八年第百十號讒書律ノ發布ハ本衆ノ建議與テ大ニ力アリト云ヘリ、第二衆員某ノ名ヲ以テ擬上皇帝書ヲ當路ノ大臣ニ内申シ、議會開設ノ必要ヲ極論シタル事はナリ、第三本衆ノ名ヲ以テ書ヲ歐米公衆紳士ニ寄せ、條約改正ヲ促シタル事はナリ、……明治十三年ノ春、衆員中ニ於テ委員ヲ設ケ、英佛文ニ反譯シテ彼ノ地ノ公衆紳士ニ寄送セリ

是等ノ事ハ固ヨリ衆員一致ノ力能ク之レヲ成シタルモノナリト雖ドモ、未ダ始メヨリ馬場辰猪君小野梓君岩崎小次郎君ノ拮据經營ニ因ラズンバアラズ、現ニ讒書律ヲ置クノ建議ハ小野君ノ起草ニシテ歐米ノ公衆紳士ニ寄せタル書ハ實ニ馬場君ノ心血ヲ澱キタルモノナリ、擬上皇帝書ハ某ノ名

(三好)ヲ以テシタリト雖ドモ、小野君ノ知能ク之ヲ運ラシ、馬場君ノ勇能ク之ヲ斷ジ、岩崎君ノ算術能ク之ヲ潤飾シタルモノナルヲ知ルベシ、實ニ三君ハ共存同衆ノ創立者ニシテ、本衆ノ爲メニ志力ヲ盡シタルモノ十年一日ノ如ク、本衆ノ講談演說ニ、共存雑誌ニ、社會ノ利害ヲ論シ、政治ノ得失ヲ說キタルモノ枚擧ニ遑アラズ……」と。

(3) 全集三六四頁。

(4) 西村上掲書五九頁。

(5) 全集三六三頁。

(6) 『東海經濟新報』は、豊川良平の社主、犬養毅の主幹、京橋加賀町十八番地即ち今の紅木屋に発行所を置き、月三回五の日に発行することにして、明治十三年八月二十一日に第一声を掲げた。

独逸リスト学派の保護政策即ち國家經濟主義を高唱し、田口卯吉の『東京經濟雜誌』のミル学派の自由貿易論の主張に對抗した。

明治十五年十一月十五日発行の第七十六号で廃刊。(鷺城鶴崎熊吉『豊川良平』大正十一年豊川良平傳記編集會一〇八一―一七頁)

- (7) 第一九号以下未見。
- (8) 全集三六三頁。
- (9) 西田上掲書一三〇頁以下、遠山上掲書一六一頁以下に詳しい。
- (10) 全集三四七頁。

明治義塾⁽¹⁾ これより先、明治十一年二月八日付で、三菱会社社長岩崎彌太郎は、その代理として、川田小一郎をして、「三菱商業學校」を開学することを願ひ出た。慶應義塾出身の森下岩楠を教員とし、三菱会社社員の子弟を薰陶することが主意で、和英文で授業した⁽²⁾。場所は、明治十一年三月山階宮から買受けた、神田区神田錦町二丁目二番地であった⁽³⁾。明治十四年に遊説から帰京した、馬場は「明治義塾を創立し、講義をした。」⁽⁴⁾が、三菱商業學校と併置したようである。明治十五年七月三菱商業學校から『開申書』が当局に提出されているがその中に「商法律ブライアンド」が見える。その書を詳かにしないが、おそらく当時の講義用であったろう。そして英文漢文を学科としていたが、明治十六年六月二日法律設置の認可を申請し許可を受けた。その後、明治義塾に法律研究所の加設も認められた。この時には三菱商業

學校の名は出願書には見えない。明治十七年十月三日には、神田明治義塾法律學校と改称した。おそらくこの折には独立し、馬場が會て学んだミッドル・テムブルを模範に、代言人即ち法律家養成へと進出を始めたと思像される。馬場は当時既に詞訟鑑定を業として代言に従事していたからである。この法律學校では、『法學講義筆記』⁽⁶⁾を発行している。馬場は後述の「メイン氏法律史」、「商法律概論」の他に、多分「羅馬律」、をも講じていたであろう⁽⁷⁾。

明治十八年三月三十一日付で、馬場辰猪は、教員解約届を神田区長宛に提出したが、下戻され、改めて、同年四月廿三日付で解約願を再提出して、認可された。明治十八年三月十日、馬場は明治義塾法律學校の教員を辞したことになる⁽⁸⁾。

- (1) 東京都史料館には、明治義塾関係記録が所蔵されている。なお上掲『豊川良平』九九一〇八頁、『東京都史紀要』十『東京の大学』一七四頁参照。
- (2) 千代田区役所『千代田区史』中昭和三十五年三月四六九一四七〇頁。
- (3) 『三菱商業學校史料補遺』この文書によって英吉利法律學校の関係が明らかにされる。

(4) 全集三四五頁。西田上掲書一四七頁注一二。

(5) 西田上掲書一四四—一四五頁。

(6) 『中央大學新聞』第六十六号(昭和八年十一月十五日)。

(7) 法学講義筆記「メイン氏法律史」百一頁には「羅馬律聽講錄參照」百二頁には「商法律概論及ヒ契約法聽講錄參照」の句がある。

なお拙稿「明治時代のローマ法教育」『法學新報』第四十四卷第四号(昭和九年四月)一〇六一—一〇八頁參照。

(8)

一 明治十八年三月三十一日

學校教員解約届出下戻之件

明治義塾法律學校教員

馬場辰猪

右解約、旨別紙届出、假ニ教員變更等ノ節ハ願出ツヘシト成規明文有之ハ儀ニ付當該區役所迄御按照會相成可然哉御伺也

神田區長 宛

學務教員 宛

課長

別紙明治義塾法律學校教員馬場辰猪解約、旨届出之處右者十七年甲第三十二號達中第十二章第十二條ニ據學校長教員等ヲ變更増減ナサント欲スルトキハ當願届出ヘシト明文有之ハ付別紙届書ハ願書ニ改メ差出シ様御取計有之度此段及御照會也

一 明治十八年四月廿三日

私立學校教員變更願

神田區私立明治義塾校長

桂 敬 義

右明治義塾教員變更之義別紙之通申出ハ條御認可相成可然哉御指令案 此段相伺也

御指令案

書面之趣認可事

年月日 長官

解約願

京橋區日吉町壹番地

馬場辰猪

右本校教授方契約罷在ハ處明治十八年三月十日限り右解約致度此段御願也

神田區錦町二丁目二番地

明治義塾法律學校

明治十八年三月廿七日

桂 敬 義 印

東京府知事

芳川 顯 正殿

前書願出ハ付奥印也

神田區長 澤 尊 徳

同勞務委員 森 田 秀 雄

明治十八年七月『雄辯術』を公刊する。十一月廿一

日、爆発物取締規則違反の嫌疑で、大石正巳とともに逮捕されたが、翌十九年六月二日兩人「無罪放免ノ申渡シアリ」、旬日にして相携えてアメリカへ渡航した。渡米後には、馬場は各地で講演し、また文筆を振って、日本の紹介に努めた。明治二十一年十一月一日夕、フィラデルフィア大学病院において病没した。終世娶らず、清廉な自由民権家として名を残している。

(1) 『全集』三六八頁

馬場は、自ら幼少時代を省みて、「寡言沈黙の性質であつたといふの外、何等著しき特徴はなかつた」という⁽¹⁾てはいるが、果敢な少年時代を過したもののようである。⁽²⁾長じて後も、この精神が、馬場に宿していて、剛毅な行動に出たことが、前述の履歴からもうかがわれよう。自ら招いた苦難とはいえ、事に処しては熱血を傾け、二回の投獄にも屈することなく、実践窮行する。故国を愛する情熱は、言論となり、文章となつて、国外に発せられ、国内では、自由民権家中の雄弁家として名を謳われた。反面その顔貌から受ける印象のように、情誼に厚く、社交性に富んでいた。組織力に秀でていたことは、ロンドンの『日本學生會』、『共存同業』の事例で想像するに難

くはなからう。

(1) 'In this boy there was nothing remarkable, except his reserved and a silent disposition.' 『全集』三一九頁

(2) 西田二一五—二一六頁

二 馬場辰猪の法学的著述

第一九世紀、第二十世紀のイギリスの法律思想史は、オウステインの主張い⁽¹⁾わゆる分析学派とこれと相對立するメインの学説い⁽²⁾わゆる歴史学派の抗争によって展開されて⁽³⁾いた。

馬場辰猪は、メインの『古代法』が一八六一年発行された凡そ十年後に渡英して、法の歴史性を信じ、歴史の進歩を認めた⁽³⁾、ミル (John Stuart Mill, 1806—1873) の死に、ゆくりなくもあつて、「此の時分、ジョン・スチュアート・ミルが死んだ。新聞は皆彼の才能のことを書いた。スペインサア、ホオセツトとその他の人々がミルの學問や行狀などに就て書いた。此れが辰猪に深い印象を與へた。人に取つて死後へその著作を遺して行くのは偉大なることであると、辰猪は思つたのだ。人の命は何れ程

短かからうとも、その人のなしたるところのものは後世の記憶に永く遺るであらう。辰猪はジョン・スチュアート・ミルが社會の偏見に對して直截する忌憚なき攻撃を加へたその態度に大に敬服したのであつて、一入の感懐を寄せている。このことは、法律学の分野において代表的学者、メインの「歴史的且つ比較的方法」に興味をかられたことであろう。「メエンの「エンシュント・ロオ」を買うとか、「アーリー・ヒストリイ・(オブ・)インステイチウシヨンス」を買うとか」という結果になつたのであつた。やがて帰朝後に、法律の啓蒙運動に大いに役立つことが多かつたのであつた。

馬場の法学的著述は、加藤弘之の『人權新説』の反論を除き、小文であるか、或は未完結のものである。以下にその著述の若干に触れておこう。

まず、『共存同衆』の講演会で講演した法律一班の大意を筆記して、公刊した『法律一班』がある。「文飾を施したのは土佐の人杉本清胤であつたらうと思ふ」といわれているように、周到な配慮が払われていたことが知られる。その内容は、「法律起源、刑法ハ仁慈ニ基ク、判事、陪判、代言人」である。法律起源は、まさに、メ

インの「法律發展の法則」に従つて述べたもので、「故ニ法律ハ人民濛昧ノ時ニ於テハ神ノ宣旨ト成テ世ニ現ハレ多年ノ星霜ヲ經ルノ後一變シテ人ノ記憶ニ存シ口碑ニ傳ハリ再變シテ記録ト爲リ三變シテ法教修身等ヨリ分離シ始メテ眞誠ノ法律ト爲リ以テ勸善懲惡生殺與奪ノ機械ト爲リ良民ヲ保護シ兇黨ヲ懲罰シ貴賤強弱貧富ノ別ナク皆天賦ノ權利ヲ全フシ國ノ幸福ヲ増シ萬民各々其處ヲ安ンスルニ至ラシム者ハ即チ法律本分ノ職掌ナリ」という結論からも汲みとることができる。

「刑法ハ仁慈ニ基ク」は、イギリスの刑事訴訟手續ヲ具體的事例を示して、一般世人の理解を容易ならしめようとして述べたものである。ことに死刑に對する救済方法として、「仁慈」即ち恩赦を述べ、「英佛共ニ刑事ニ上告無シト雖モ然レハ英國ニ於テハ既ニ死罪ト決定シ其刑ヲ宣告シタル後尙ホ聊カ助クヘキノ箇條アレハ之レヲ救フコトヲ得ヘキノ方便アリ即チ死罪ノ宣告ヲ受クル者ノ朋友ヨリ其助クヘキノ理由ヲ述テ歎願書ヲ作り之ヲ内務卿ニ訴エル時ハ内務卿ハ其歎願書ヲ反覆審査シタルノ後愈々其申理明晰ニシテ助クヘキ理由アリト見認ル時ハ之ヲ英國女王ニ奏シ國王ガ仁慈ノ特命ヲ以テ其罪ヲ輕メ又ハ

之ヲ免スノ例アリ□佛國ニ於テハ「クール、ダ、カッサシ
 ヨン^{院大審}ニ向テ擬律ノ當否ヲ論シ再度ノ上告ヲ爲スコトヲ
 得ル然ルニ再度共ニ前ノ裁判ヲ至當ト爲シ採用セサレハ
 最後ノ方便トシテ大統領へ訴へ其ノ仁慈ヲ乞フコトヲ得
 シ」と述べ、英仏兩法を比較しており、最後に、「故ニ今
 日吾邦ノ罪人ヲ處分スルニ至テハ須ク暫ク嚴烈ノ苛法ヲ
 止メ之ニ加フルニ寛厚ノ仁慈ヲ以テスヘキナリ然ラハ則
 チ吾邦三千餘萬ノ蒼生ガ自然ニ政府ノ仁慈ヲ感佩敬服シ
 假令一二ノ不良者アリテ狂暴ノ策ヲ企ル事アルモ豈之ト
 共ニ政府ニ背クニ忍ヒンヤ是レ則チ今日余カ日本政府ニ
 希望スルニ最モ刑法ノ仁慈ヲ以テ基本トスル所以ナリ」⁽⁹⁾
 と結論し、自由民権家の面目をここに示している。

続いて裁判所の組織に及び、判事の職権として、「第
 一證據ニヨリテハ之ヲ法廷ニ持テ出スコトヲ許スト許サ、
 ルトノ事、第二陪判(陪審員)ニ對シテ法律上ノ所謂證
 據ナル者ヲ明示スル事、第三擬律ノ主意ヲ陪判ニ解明ス
 ル事、第四陪判カ有罪ト決議シタル後其罪ノ輕重ニ應シ
 テ刑律ヲ定メ之ヲ宣告スル事」⁽¹¹⁾を解説し、陪判即ち陪審
 員については歴史的な説明を加えた後に、「利害消長」
 を論述し、「現今英國陪判ノ法モ利害相半シテ互ニ得失

アリ」としながらも、「是非トモ法廷ニハ常ニ判事ノ外
 別ニ罪ノ有無ヲ判決スル者ヲ設置セサルヘカラサルナ
 リ」⁽¹²⁾と、この制度の利用を望んでいる。ついで、代言人
 即ち弁護人に及び、そのローマ、イギリスの歴史を述
 べ、イギリスの制度を取扱うている。

馬場のこの著述によって、我が刑事訴訟法学の分野が
 耕かし始められたといえよう。

馬場辰猪選「羅馬律略」⁽¹³⁾の緒言に云う、「今ヤ我邦ノ
 民人、泰西ノ文化ヲ慕ヒ夫ノ法律ノ如キモ亦、之ヲ彼ニ
 考へ或ハ佛蘭西ニ採リ或ハ英米ニ倣ヒ行々本邦法制ノ體
 面ヲ一新セントスルガ如シ然リト雖厄水ニ源流アリ苟モ
 其泉源ノ遠近ヲ知ラザレバ未ダ淵流ノ深淺長短ヲ知ルベ
 カラザル也惟フニ泰西各土ノ律令ハ大抵其源ヲ羅馬ノ古
 律ニ引キ夫ノ「ナポレオン、コード」「コード、フレデ
 リキ」ノ如キモ其泉源ニ溯レバ即是レ羅馬ノ律令ニシテ
 英ノ某法、米ノ某例、皆ナソノ根本ヲ此古律ニ得タル者
 也故ニ英佛律例ノ據ル所ヲ明カニシ其精心ノ在ル所ヲ詳
 ニセント欲セバ勢、先ツ羅馬古律ノ大略ヲ講セザルヲ得
 ザル也是レ余ノ今、世好ニ泥マス俗譏ヲ顧ミズ此律略ヲ
 講述スル所以ニシテ蓋シ無益ノ業ニアラザルヲ信ズル

也」と。このうち、十二表法の再構について、「近時佛國ノ博士「オルトローロン」ナル者、出テ、頗ル其意ヲ用キ夫ノ斷句殘章ヲ編次スルニ及ンデ稍々其一班ヲ窺フヲ得タリ(第一回第三丁裏)」、また「本論ノ第一回ヨリ茲ニ至ルマテハ寧ロ羅馬律例ノ沿革ト稱スヘキモノニシテ或ハ羅馬律例ト稱スヘカラザルモノアリ乞フ余ハ次回ヨリ夫ノ教科書ニ據テ其律例ノ要略ヲ説キ漸ク其本題ニ入ラントス(第五回第五丁表)」から推測するに、この講述の底本には、当時教科用によく利用されていた F. C. Sandars, *The Institutes of Justinian* (13a) であろう。しかし馬場は、「彼の同胞のためにした彼の仕事、五 彼はローマ法の觀念を日本人に與へた最初の人である」と自負しているように、或は「本論」に、或は「商律概論」に、或は『天賦人權論』の所説にローマ法を援用して説述している。右の「羅馬律略」中から一例 *Inst. I. 1. 3* を引用しておこう。「法律ノ格言ニ三句アリ一ニ曰ク平生ノ品行ヲ修正スニニ曰ク害ヲ他人ニ蒙ラシメス三ニ曰ク各人ニ對シ其適宜ノ事ヲ行フ是ナリ。」その譯文の香氣をきくことができる。

「商律概論」(「商法律概論」) は『東海經濟新報』所載

部分と明治義塾法律学校発行の『法學講義筆記』の部分とによって、ほぼ完結したものと思われる。即ち後者において「商法律概論ノ前篇ハ余既ニ著述シテ世ニ公ケニセリ故ニ今回ハ其後篇ヨリ講述セントス」とある。夙に福沢、ウエイラント、更にミルなどの影響も受けて国力の充実のために、富国策を強化して、商業を隆盛に赴かしめる必要がある。我が邦においても一に有力者によって商業を振作して海外通商貿易を行おうているが、商業に習熟しないため、緑眼紅髻に玩弄欺罔され損耗を生じている。このために大いに經驗を練磨すべきであるが、他人に対する権利義務を明確にしなければならぬ。「…故ニ余ハ今後章ニ於テ商律ノ細目ヲ評論スルノ始メニ當リテ先ツ當時英米ニ行ハル、商律ノ要領ヲ掲ケテ其概略ヲ示サント欲」した。従って、商人、会社、代理の解説を加えている。左にその内容を摘記してみよう。

綱ノ第一商法上ノ人トハ唯一人一箇ノ商賣ノミナラズ凡テ社會ニ在テ商賣ヲ行フノ權利ヲ得タル一團結立ノ形體ヲ存シタル者(銀行或ハ汽船會社等ノ如キ者)ヲモ商法上ノ人ト見認ル事ヲ得ルガ故其小分類ヲ列スレバ其目即チ左ノ如シ

第一 單一商人

第二 組合商人(組合商人トハ二三人が相共ニ資本ヲ

出シ或ハ勞力ヲ合シテ共ニ商業ヲ營ム者ヲ云フ) 性

質——組立テト解散——社中各員ノ權利義務——社

外人ニ對スル權利——公平裁判所

第三 商業會社(商業會社ハ株金ヲ募集シテ商社ヲ成

立シタル銀行鐵道會社等ノ如キモノヲ云フ)

第一 會社ノ成立(以下『法學講義筆記』)

第二 會社ノ權利及ヒ義務

第三 會社ノ解散及ヒ(其)結果

○代理法

第一 代理ノ性質即チ代理人タルノ資格及ヒ代理ヲ

任ズル方法

第二 代理ノ種類

第三 代理ノ權限

第四 代理人ノ權利及ヒ義務

第五 本人ノ權利及ヒ義務

第六 代理ノ解約

以上から見るに、イギリス法の商法關係の法の大部分を総合して、大觀する方法を採つて居り、まさに商法の

大意を撮むに意を尽したといつてもよからう。馬場が富国策という政治的意見は強いが、商法についての見解を示すものとして、商法学への一面を指向する意義深いものと思われる。

既に共存同衆で「法律史を講演したのだが、それを十分に解し得る者は聴衆のなかには殆どなかつた位であつた。」⁽¹⁹⁾と、慨歎した、その法律史については、当時公表されなかつたようである。ところが、「明治義塾法律學校馬場先生講述」の「法律史」が「法學講義筆記」に連載され、廿六回に及んでいた。これが底本は「余カ本日講說セントスルトコロノモノハ「チャールスマイン」氏ノ著書『エーシエントロウ(古法ノ義)』ニ據リ傍ラ有名ナル法律大家ノ諸説ヲ參酌シ專ラ確實ナルモノヲ採擇シ以テ之ヲ講說セントス」と。また「今此法律史ヲ講述セントスルモノハ羅馬律ニ據リ其考證ヲ詳明スルノ簡且ツ易ナルニ如ス然レトモ羅馬律ハ余既ニ之ヲ説了シ諸君モ亦之ヲ會得セラル、所ナレハ敢テ之ヲ再述スルヲ要セズ直ニ法律史ヲ講說セント欲ス」る旨を陳べている(以上一二頁)。後に増島六一郎は、英吉利法律學校で「法律沿革論」を講義するに際して、「余ハ今日ヨリめいん氏ノ

古代法ヲ講スルノ任ニ當レリ該法ヲ法律沿革論ト名ツク此ノ法律沿革論ノ困難ナルコトハ既ニ諸君ノ知ル處ニシテ其ノ法ノ大部ナル三年ノ星霜ヲ踐ミテ講スルモ猶終局セサルコトヲ恐ル幸ヒ馬場辰猪氏曩キニ舊明治義塾法律學校ニ於テ此法ヲ講述セラレ殆ント其ノ半ニ達スルヲ以テ余ハ其殘部ヨリ講セントス故ニ諸君ハ前部ヲ馬場氏ノ譯書ニ就キ後部ノ講義ニ據リ傍文部省近刻ノ鳩山和夫氏譯述ノ書ヲ參考シ充分講述セラレ猶疑義アレハ余ニ質シ以テ該法ノ蘊奧ヲ究知セラレンコトヲ希望ス」と述べ、馬場の講義の未完成を告げている。事実馬場の講義は、メインの古代法の第一章から第七章まで取扱われているに過ぎない。その対象となる各章を挙げれば、第一章の題名はなく、「第二章陰制レヒツシヤ(羅甸ヒクシヤ)或ハヒクシヤ Legal Fictions)、第三章性法及ヒ公平法 (Law of Nature and Equity)、第四章自然法ニ付中古ノ歴史ヲ論ス (The Modern History of the Law of Nature)、第五章太古ノ社會及ヒ太古ノ法律ヲ論ス (Primitive Society and Ancient Law)、第六章相續法ニ付古昔ノ歴史 (The Early History of Testamentary Succession)、第七章遺書ト相續ニ關シテ古昔ト近世人ノ思想 (Ancient and Modern Ideas

respecting Wills and Succession)』、三百五十六頁を以て終っている。勿論完訳でなく、要領を撮んで抄訳を試みたものであることは、総頁数からも推測するに難くない。が、前述の引用文から知られるように、メインの古代法を底本に用いて講述したのは、おそらく馬場辰猪が先驅的役割を果たしたといえるのではないだろうか。

第一―第四章は、専ら法律の変遷―進化を取扱っていることは、周知であるが、馬場はその第一章の終尾に「法律ノ變遷ニ第一神明第二君主第三貴族第四人民是ナリ」と述べている。また、'from status to contract'で有名な第五章の終りでは、「即チ言ヲ換ヘテコレヲ言ヘハ契約ニ最モ必要ナル部分即チ能力ヲ缺乏スルヲ以テ契約ヲナスヲ得スト云フニアリ故ニ「ステータス」即チ位置ナルモノハ漸次法律ノ進歩スル所ヲ今日指示スルノ言辭トハナリシナリ最初羅馬ノ人權律ニ云ヒタル位置ナルモノハ親屬中ニアル權力ナリ或ハ一ノ免許ヨリ導カレ或ハ其影響ヲ受ケタルモノナリシニ其當時ニ在テ位置トハ一己人ニ關係シタル有様ヲ云ヒタルモノニシテ契約ヨリ起リタル所ノ關係等ヲ云フニ非ラス是ニ由テ之ヲ觀レハ社會ノ進歩スル形状ハ古昔ノ所謂位ナルモノヲ脱シテ相

互ノ契約ニ進ミ至ルモノト論スルモ敢テ不可ナキモノナリ」と訳している。

『天賦人權論』については、有名であるので、ここには略し、また、刊行されたか否か不明の『證據法述議』⁽²⁰⁾があったことを付け加えておく。

- (1) 八木鉄男「分析法学」『法哲学講座』第四卷一二三頁以下。
- (2) 阿南成一「歴史法学(イギリス)」同右一五九以下。
- (3) 高柳賢三『米英の法律思潮』昭和二十三年二一九—二二〇頁。
- (4) 松尾敬一「J・S・ミル」『法理論と社会の変遷』昭和三十八年九三—九四頁。
- (5) 全集三四一頁。(6) 全集三五七頁。(7) 全集三六五頁
- (8) 『法律一斑』一五—一六頁。(9) 同上二四二—四五頁。
- (10) 同上三二—三三頁。(11) 同上三五頁。(12) 同上三七頁。
- (13) 馬場辰猪選『羅馬律略』『共存雜誌』第廿號(明治十二年五月七日)以下。緒言—第一回 羅馬政史ノ一斑、十二銅表ノ起、十二銅表ノ大意(第一條ヨリ第三條ニ至ル(以上第廿號第一—四丁裏) —第二回 十二銅表(從第四條至第十二條) —(以上第廿二號(五月) 七丁表—十丁裏) —第三回内 法ノ大成。意太利等ノ征服。通 法ノ起。希臘理學、浸潤。(以上第廿二號(七月) 第七丁表—九丁

表) —第四回 法律進歩ノ三途。陰 制。公平裁判。成文法。元老院ノ衰微。帝權ノ強盛。(以上第三十壹號(七月) 第一—三丁裏) —第五回 法學士ノ勢力。らべを、かびと二家ノ對頭並ニ其主義。げいやす教 科書。成典編成。帝ぢやすちにやん紀略。新成典編成。法例大全。ぢやすちにやん法學教科書編定(以上第四十八號(十二月) 第一—五丁表) —第六回 ぢやすちにやん法學教科書編定の序(以上第四十八號(明治十三年二月) 第四丁表—第六丁表) —第七回 法學教科書第一卷第一章 公正及び法 ○第二章 天法、通法、内法(以上第六十二號明治十三年三月廿四日第三丁表—六丁表) —(未完)。

- (13A) I. T. Pritchard and D. Smith, *The History of Roman Law from the Text of Ortolan's Histoire de la legislation romaine et généralisation du droit (Edition of 1870)*, London 1871 に拠ったのではなからうか。
- (13B) 後の英吉利法律学校の教科用に使われていることから想像できよう(上掲法学新報四四の四、一〇八一—一一頁)。
- (14) 全集三四八頁
- (15) 「本論」の引用については、西田上掲書一六一—一六二頁参照。
- (16) 商律概論(商法律概論) 中では、「英米ノ商法學士ガ今日ニ著述シタル書籍モ其分類列序ノ大綱ニ至テハ重ニ羅馬帝ヂニスチニアンノ編纂セル羅馬律ニヨルモノ多シ今其順序ヲ列スレハ一ニ曰ク人法二ニ曰ク物法三ニ曰ク契約法

四ニ曰ク損害回復法是ナリ」と説く。

(17) 「天賦人權論」では、「紀元後五百年頃羅馬ノチオスチニアン帝ガ編纂シタル羅馬律編纂書第一卷第二章中鳥爾比安氏ノ説ヲ掲クル左ノ如シ *Ius naturale est, quod natura omnia animalia docuit; nam jus istud non humani generis proprium est, sed omnium animalium quae in caelo, quae in terra, quae in mari nascuntur, 之ヲ英語ニ譯スルハ即チ The law of nature that law which nature teaches to all animals; For this law does not belong extrinsc to the human race, but belongs to all animals, whether of the earth, the air, or the water. ナリ之ヲ邦語ニ譯セハ自然法ナル者ハ自然カ凡テ動物ニ教ル所ノ法律ナリ此ノ法律ハ獨リ人類ニ屬スルノミナラズ凡ソ地上水中空中ニ生活スル動物ハ皆此ノ法律ノ支配スル所ノモノナリト云フニ在リ左レハ性法學派ノ淵源ハ紀元二百年頃ニ於業己ニ羅馬ニ發生シタルヲ視ル可シ」〔抑モ私權ト公權ノ區別ハ前ニ引證スル處ノ羅馬中ニアルモノニシテ羅馬律ニハ之ヲ區別シテ公法、私法トス而シテ公法ハ羅馬政府ノ關スル處ニシテ宗教及ビ國政ヲ支配シ私法ハ一個人ノ利害ニ關シ一個人ノ權利義務ヲ定ル者トストアリ〕と。*

(18) 馬場辰猪述商律概論東海經濟新報。第一號六一八頁、

第二號(九月五日)四十一—四十三頁、第三號(九月十五日)七十六—七十八頁、第四號(九月廿五日)百十一—百十四頁、第五號(十月五日)百四十九—百五十頁、第六號(十月十五日)百八十七—百八十八頁、第七號(十月廿五日)二百廿六—二百二十八頁、第八號(十一月五日)二百六十三—二百六十五頁、第九號(十一月十五日)三百四—三百六頁、第十號(十一月廿五日)三百四十四—三百四十六頁、第十一—第十三號以上缺、第十四號(一月十五日)四百九十四—四百九十六頁、第十五號(明治十四年一月廿五日)五百卅二—五百三十四頁、第十六號(二月五日)五百六十九—五百七十一頁、第十七號(二月十五日)六百五—六百七頁、第十八號(二月廿五日)六百四十三—六百四十四頁、第十九號(三月五日)六百八十二—六百八十四頁。(以下未見)。

(19) 全集三四四頁。

(20) ばりすとる法學士増島六一郎講義校友山口正毅編輯『法律沿革論』明治二十年度學年講義一頁。

(21) 全集三九五頁。

(一橋大學講師)